

平成29年12月12日現在

第2次
鳥取県肝炎対策推進計画（案）

平成 年 月

鳥取県

目 次

計画策定の趣旨	1
計画の期間	2
計画の推進体制	2
鳥取県における肝炎の現状	2
全体目標	5
肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	5
第1 肝炎の予防のための施策	8
第2 肝炎検査の実施体制の充実	9
第3 肝炎医療を提供する体制の確保	10
第4 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成	14
第5 肝炎に関する啓発及び知識の普及 並びに肝炎患者等の人権の尊重	15
第6 その他	16

計画策定の趣旨

我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という）感染に起因するウイルス性の肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めており、肝炎ウイルスに持続感染していると推測される者は、B型肝炎ウイルス（HBV）で110万～140万人、C型肝炎ウイルス（HCV）で190万～230万人とされ、国内最大の感染症であると言われていることから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。

本来、肝臓は再生能力が高く、丈夫な臓器であるが、ウイルス性肝炎になると徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝臓がん（以下肝がんという）といった病気に進行する。肝がんによる年間死亡者数は、毎年全国でおおよそ3万人を数え、本県においても平成28年で157人にのぼっている。

本県では、全国に先駆け、平成7年度より全市町村で肝炎ウイルス検査を開始。あわせて「鳥取県肝臓がん抑制対策評価委員会」を設置し、肝炎ウイルス検査の精度管理等について検討を行ってきたところである。また、平成20年度には、「鳥取県肝炎対策協議会」を新たに立ち上げ、都道府県肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関の指定及びかかりつけ医を含めた肝炎対策ネットワークの構築など、医療面の連携体制の整備を行ったほか、ウイルス性慢性肝炎患者に対する経済的支援として、高額な医療費が発生する肝炎インターフェロン治療等に対する医療費助成制度を開始し、平成26年度からはC型肝炎の根治を目的にしたインターフェロンフリー治療に対する医療費助成を行い、早期治療に繋げるなどの肝炎対策を推進することにより、一定の成果に結びついているところである。

しかしながら一方で、本県のがん死亡率（がん75歳未満年齢調整死亡率（人口10万人対））は全国と比較して高く推移している。肝がんにおける死亡率の高さにおいては、平成26年度は全国2位、平成27年度は3位に位置するなど、特に肝がんはがん死亡率全体を引き続き押し上げている一因となっており、肝がんの原因である肝炎は依然として重大な健康課題となっている。

また、最近ではC型肝炎の治療が進展し、患者支援が充実された一方で、肝炎ウイルスの早期治療の重要性などの知識について県民の理解が十分でないことや適切な医療提供に十分結びついていないことから、適切な治療を受けていない者が多数存在すると推定される。また、肝炎ウイルスに対する知識不足や誤解により、感染者に対する差別や偏見が存在することも指摘されている。

本計画は、このような現状の下に、本県の肝炎ウイルスを中心とした肝炎対策として、取り組むべき方向性を明確にし、肝炎患者等が早期に診断され、また、安心して適切な肝炎医療を受けられる環境づくりを目的として、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第4条（地方公共団体の責務）の規定及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日厚生労働省告示第160号）第9（3）の規定に基づき平成25年に鳥取県肝炎対策推進計画を策定した。しかし、当計画の期間が平成29年度をもって満了することから、引き続き、県、市町村のみならず、医療関係者、保険者、事業者、肝炎患者団体を含む県民が連携して、肝炎対策を推進することが必要であるために、平成28年6月に国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」が改訂されたことも踏まえ、更なる肝炎対策の充実を図ることを目的に第2次計画として策定するものである。

計画の期間

○本計画は、平成30年度から平成35年度までの6か年計画とする。

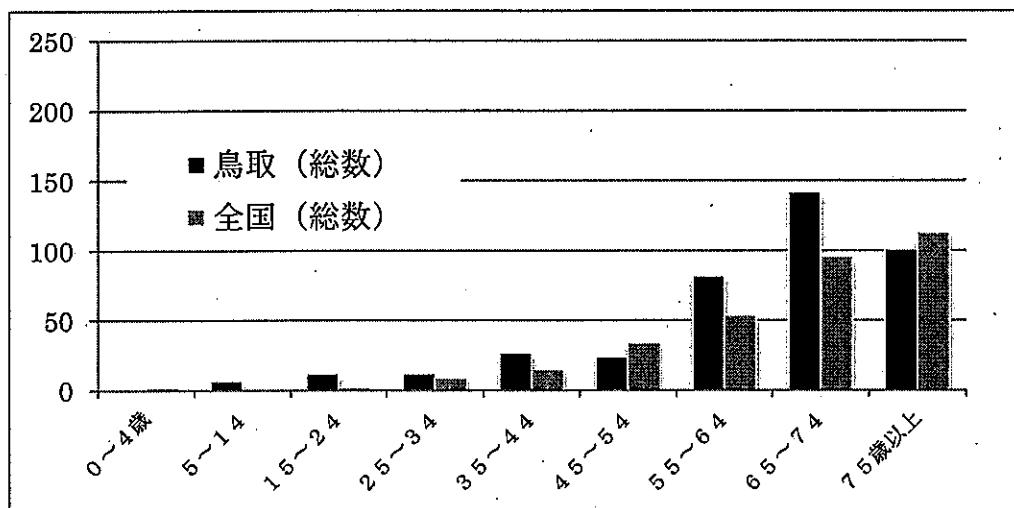
計画の推進体制

○県は、この計画に定められた目標、取組の状況について、鳥取県肝炎対策協議会に定期的に報告することとし、肝炎に係る県内の状況や本計画の取組状況等について、必要に応じ調査及び評価を行うなど肝炎をめぐる状況変化を的確に捉え、必要がある場合は、策定から6年を経過する前であっても計画の見直しについて検討を行うものとする。

鳥取県における肝炎の現状

1. 肝疾患受療率（人口10万対） 厚生労働省平成26年患者調査

肝疾患の受療率は下記のとおりである。全国と比べ、多くの年代で高くなっている。



[受療率とは]ある特定の日に疾病治療のために、医療施設に入院あるいは通院、又は往診を受けた患者数と人口10万人との比率をいう。（厚生労働省統計情報）

2. 肝炎ウイルス検査の状況

肝炎ウイルス検査については、保健所、市町村の状況、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されています。市町村が実施する健康増進事業及び保健所及び県が医療機関に実施委託している肝炎ウイルス検診の実績は下記のとおりである。

B型		受診者	陽性者	陽性率	C型		受診者	陽性者	陽性率
健康増進事業	H24年度	4,777	83	1.7%	健康増進事業	H24年度	4,777	23	0.5%
	H25年度	8,126	148	1.8%		H25年度	8,126	35	0.4%
	H26年度	8,321	124	1.5%		H26年度	8,321	26	0.3%
	H27年度	7,179	112	1.6%		H27年度	7,179	20	0.3%
	H28年度					H28年度			
保健所	H24年度	142	5	3.5%	保健所	H24年度	141	2	1.4%
	H25年度	281	3	1.1%		H25年度	274	3	1.1%
	H26年度	256	3	1.2%		H26年度	256	0	0.0%
	H27年度	230	2	0.9%		H27年度	231	1	0.4%
	H28年度	124	4	3.2%		H28年度	126	0	0.0%
委託医療機関	H24年度	7	1	14.3%	委託医療機関	H24年度	6	0	0.0%
	H25年度	682	6	0.9%		H25年度	677	0	0.0%
	H26年度	1,512	1	0.1%		H26年度	1,521	10	0.7%
	H27年度	1,686	14	0.8%		H27年度	1,684	6	0.4%
	H28年度	367	3	0.8%		H28年度	365	1	0.3%

健康増進事業における精密検査受診率

	要精密検査受診者	精密検査受診者	精密検査受診率
平成24年度	105	59	56.2%
平成25年度	183	132	72.1%
平成26年度	150	97	64.7%
平成27年度	132	82	62.1%
平成28年度			

3. 肝炎治療特別促進事業認定者の年次推移

本県における肝炎特別促進事業の認定者数の年次推移は下記のとおりである。

	B型	C型	計
平成20年度	4	263	267
平成21年度	4	135	139
平成22年度	459	134	593
平成23年度	134	70	204
平成24年度	159	104	263
平成25年度	127	121	248
平成26年度	138	190	328
平成27年度	125	527	652
平成28年度	93	302	395
計	1,243	1,846	3,089

4. 肝がん死亡者数（全年齢）の年次推移

本県における肝がん死亡者数の年次推移は下記のとおりである。

平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
186	184	184	179	195	157

出典：人口動態調査

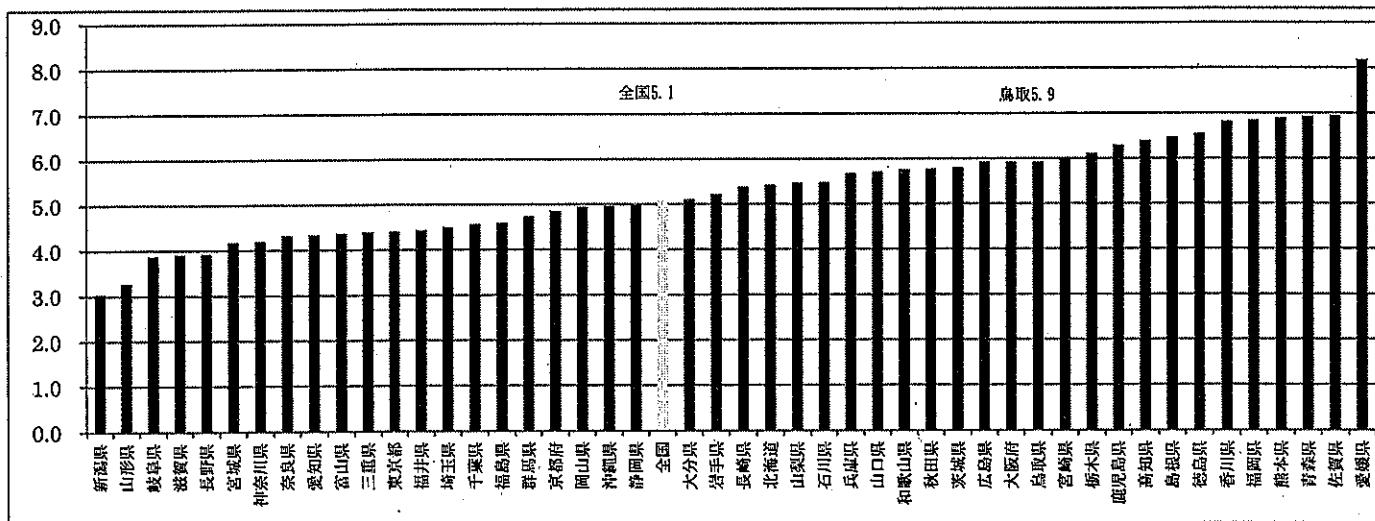
5. 肝がんの年齢調整死亡率の年次推移（人口 10 万人対）

本県における肝がんの 75 歳未満年齢調整死亡率の年次推移は下記のとおりである。全国より高い水準で推移している。

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
鳥取県	8.7	7.5	7.8	8.2	7.4	5.9
全国順位	7 位	14 位	7 位	2 位	3 位	13 位
全 国	7.0	6.4	6.0	5.6	5.4	5.1

出典：国立がん研究センターがん情報センター

肝がんの都道府県別 75 歳未満年齢調整死亡率（平成 28 年）



全体目標

肝炎及び肝がんに関する正しい知識の普及、肝炎ウイルス陽性者の早期発見の推進、肝炎ウイルス陽性者のフォローアップの推進、肝炎ウイルス陽性者を病状に応じた適切な治療につなげる環境整備の促進などにより、肝硬変又は肝がんへの移行者を減少させ、肝硬変又は肝がんの死亡者を低減させることを目指します。

- 肝炎及び肝がんに関する正しい知識の普及
- 肝炎ウイルス陽性者の早期発見の推進
- 肝炎ウイルス陽性者のフォローアップの推進
- 肝炎ウイルス陽性者を病態に応じた適切な治療につなげるための環境整備の推進

- 平成30年度から平成35年度の6年間において県及び市町村で実施するB型及びC型肝炎ウイルス検査の受検者をそれぞれ60,000人とする
- 肝炎ウイルス検査陽性者の精密検査受診率を80%以上とする
- 肝炎医療コーディネーターを平成35年度末までに150人養成する。

- 肝がんの75歳未満年齢調整死亡率を低減させ、全国平均レベルを目指す。

肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

(1) 基本的な考え方

ウイルス性肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。また、B型肝炎では慢性的経過を経ずに肝がんを発症するケースもある。このため、肝炎患者等に関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取組むことが必要である。

そのためにも、肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、相談に対する助言や相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査や精密検査の受診の勧奨、制度の説明などを行う、肝炎医療コーディネーターの養成・活用を図ることが重要である。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた県民の視点に立ち、県民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が連携して推進することが重要である。

肝炎医療コーディネーター

市町村の保健師、保健所の担当者、医療機関の医療従事者、企業の健康管理担当者、患者団体等のうち、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明等を行う知識と能力を習得した者

(2) 肝炎ウイルス検査の促進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、各個人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを判断することは困難であることから、全ての県民が、少なくとも生涯に1回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。特に、肝炎ウイルス検査を受

けたことがない人が、自ら健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その検査を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につなげることが重要である。

このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、県民へ受検の勧奨を行うことが必要である。

特に引き続き、地方公共団体等による検査以外に職域において、検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者の早期かつ適切な受診を促すためのフォローアップ体制の整備にも、併せて取り組んでいくことが必要である。

(3) 適切な肝炎医療の推進

肝炎患者等の健康保持のためには、個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けることが重要である。病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識と経験が必要であることから、肝炎患者等は、肝炎医療について高い技術を有する肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患専門医療機関（以下「拠点病院等」という）又は、拠点病院等との医療連携により適切な肝炎治療の提供が可能な鳥取県肝臓がん検診精密検査医療機関等において、治療方針の決定を受けることが望ましい。

拠点病院等及び鳥取県肝臓がん検診精密検査医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等が、継続して適切な治療を受けられるよう肝疾患診療体制を構築するため、拠点病院等が中心となって専門医療機関等の治療水準の向上、かかりつけ医を含む医療機関との連携の強化等を図る必要がある。

近年、肝炎の治療法は著しく進歩しており、適切な医療を受けることにより、肝炎ウイルスを体内から排除又は増殖を抑制することができ、治癒する可能性が高くなっている。

肝炎ウイルス陽性者をフォローアップにより早期に治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る必要がある。

肝炎を早期に発見し、早期に適切な治療を行うことが非常に重要である。

また、抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう）は、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防したり、又は遅らせることが期待できるほか、ウイルス量を低減することにより二次感染の予防にも繋がる。

県は引き続き、肝炎ウイルス陽性者に対する初回精密検査費や慢性肝炎・肝硬変・肝がん患者に対する定期検査費の助成や国の肝炎医療費助成制度基づき、慢性肝炎患者に対する経済的支援に取り組むとともに、肝炎医療の推進を図る必要がある。

肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患専門医療機関

<肝疾患診療連携拠点病院の認定基準>

以下の要件を全て満たすもの

- (1) 鳥取県肝臓がん検診精密検査機関に登録のある医療機関であること
- (2) 肝疾患について専門的な知識を持つ医師（（社）日本肝臓学会の専門医（常勤））による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること
- (3) ペグインターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施していること
- (4) 肝臓がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施していること
- (5) 腹部CT検査機器が設置されていること
- (6) 県内の肝疾患診療期間のネットワークの中心的な役割を担い、肝炎専門医療従事者を対象とした研修や、肝疾患について専門医療機関との協議の場が設定できる機関であること
- (7) 「肝疾患相談センター」の設置等が可能な医療機関であること

<肝疾患専門医療機関の認定基準>

鳥取県肝疾患診療連携拠点病院の基準の(1)～(5)までの要件を全て満たすもの

<鳥取県肝疾患診療拠点病院（平成29年10月末現在）>

医療機関名	住所	連絡先
国立大学法人 鳥取大学医学部付属病院	米子市西町36	0859-33-1111

<鳥取県肝疾患専門医療機関（平成29年10月末現在）>

地域	医療機関名	住所	連絡先
東部	鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	0857-26-2271
	鳥取市立病院	鳥取市的場1-1	0857-37-1522
	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	0857-24-8111
	鳥取生協病院	鳥取市未広温泉町458	0857-24-7251
	まつだ内科医院	鳥取市叶284-1	0857-38-4777
	岡本医院	鳥取市津ノ井258-2	0857-53-2028
中部	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	0858-22-8181
	三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田690	0858-43-1321
西部	山陰労災病院	米子市皆生新田1-8-1	0859-33-8181
	博愛病院	米子市両三柳1880	0859-29-1100
	済生会境港総合病院	境港市米川町44	0859-42-3165
	西伯病院	西伯郡南部町倭397	0859-66-2211
	日野病院	日野郡日野町野田332	0859-72-0351

(4) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発

肝炎ウイルスへの感染は、多くの場合、自覚症状が現れにくいため、感染者本人が感染に気付きにくい。また、感染を認識していても、自覚症状がないため、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。

このため、県民一人一人がかかりつけ医等の協力を得ながら感染によるリスクを自

覚した対応を図るよう、自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取組む必要がある。

さらに、肝炎患者等に対する誤解による差別・偏見を解消し、また、新たな感染を予防するため、感染経路についての正しい知識を普及し、これにより患者団体等の協力を得ながら肝炎患者等に関わる者が適切な対応を行う事ができるようにすることが必要である。

(5) 肝炎患者及びその家族等への相談支援や情報提供の充実

肝炎患者及びその家族等は、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱える可能性が高く、治療における副作用等について治療開始前又は治療中において精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者及びその家族の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。

また、肝炎患者及びその家族を含む県民の視点に立った、肝炎に関する正しく分かりやすい情報の提供を引き続き行う必要がある。

第1 肝炎の予防のための施策

(1) 現在の取組状況

- 感染経路についての知識が十分でないことによる新たな感染を予防するためには、県民に正しい知識を普及することが必要であることから、県は県民向け啓発冊子や県下全戸配布となる「県政だより」などを通じ、普及啓発活動を実施している。
- 国は、妊婦に対するB型肝炎抗原検査が妊婦健康診査の標準的な検査項目として示しているほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう、市町村を通じたB型肝炎母子感染予防対策を実施している。

(2) 今後の取組の方針

- 感染経路についての知識が十分ではないことによる肝炎ウイルスの新たな感染を予防するため、県民に対し、感染予防の正しい知識の普及に努める。
- 肝炎ウイルス検査受検の重要性について普及啓発に努めるほか、受検しやすい環境整備に努める。
- B型肝炎に係る母子感染予防対策についても、継続して取組む必要がある。

(3) 今後の取組事項

- 県は、肝炎ウイルスの新たな水平感染を防止するため、国が作成する日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発媒体や集団生活が営まれる各施設における感染予防ガイドライン等を活用し、市町村及び医療機関等と連携を図り、普及啓発に努める。
- 県は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対し、正しい知識と理解を深めるため、国が示す肝炎についての情報等を活用し、市町村及び鳥取県肝疾患診療連携病院等と連携を図りながら普及啓発を行う。
- 鳥取県肝疾患診療連携病院は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団に対し、B型肝炎予防ワクチン接種の有効性、安全性等に関する情報提供を必要に応じて行う。
- 市町村は、B型肝炎に係る母子感染予防対策を継続して取組む。
- 市町村は、0歳児に対するB型肝炎ワクチンの定期接種を適切に行う。

第2 肝炎検査の実施体制の充実

(1) 現在の取組状況

- 市町村は、健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）に基づく健康増進事業等により、地域住民を対象に肝炎ウイルス検査を実施するとともに、40歳以上の未受検者に対し、個別受検勧奨を行っている。
- 市町村は、地域住民個々の肝炎ウイルス検査受検状況の把握に努め、受検結果の適切な情報管理を行うほか、未受検者への個別受検勧奨や無症候性キャリアを含む肝炎ウイルス陽性者への定期検査の受検勧奨に取組んでいる。
- 県は、市町村が健康増進事業に基づき実施する肝炎ウイルス検査の受検が困難な者等を対象に、県内各保健所及び県の委託医療機関において、肝炎ウイルス無料検査を実施している。
- 県は、県が実施する上記、肝炎ウイルス検査の実施について、県政だよりや県ホームページなど各種広報媒体を用いて広報を行っている。
- 鳥取県肝炎対策協議会及び鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会において、肝炎ウイルス検査の精度管理を行っている。

(2) 今後の取組の方針

- 肝炎ウイルス検査は、市町村、県及び事業所検診等において実施されているが、未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者が多数存在すると推測される。肝炎ウイルスの感染経路は多種多様であり、本人が自覚しないうちに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての県民が少なくとも生涯に1回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることから、肝炎ウイルス検査の受検を希望する全ての県民が検査を受検できるよう検査体制の充実に向けた取組が必要である。
- 受検率の向上にあたっては、肝炎ウイルス検査等を勧める肝炎医療コーディネーター等、現場の状況に応じた対応を図っていくことは重要である。
- 肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識することが重要であるほか、無症候性キャリアを含む肝炎ウイルス陽性者に対し、定期検査（年2回以上受診）を受けるよう個別勧奨することは重要である。
- 肝炎医療に従事する者に対し、肝疾患診療連携拠点病院が開催する研修等により、肝炎ウイルス検査等に関する最新の知見の修得のための機会を確保する必要がある。
- 肝炎ウイルスの検査体制や精度管理については、専門家等の意見を聞きながら、一層の推進を図る必要がある。

(3) 今後の取組事項

- 市町村及び県は、肝炎ウイルス検査を引き続き実施するとともに、受検しやすい環境の整備に努める。

<保健所における肝炎ウイルス検査実施日>

(平成 年月現在)

検査場所	住所	実施日時	連絡先
鳥取市保健所 (鳥取市総合福祉センター)	鳥取市 富安 2-104-2	毎週月曜日 午後1時から2時	0857- -
倉吉保健所 (中部総合事務所福祉保健局)	倉吉市 東巣城町2	毎週水曜日 午後1時から1時半	0858-23-3145
米子保健所 (西部総合事務所福祉保健局)	米子市 東福原 1-1-45	毎週火曜日 午後1時から1時半	0859-31-9317

- 市町村及び県は、肝炎ウイルス検査受検に向けた効果的な広報に努める。あわせて、肝炎ウイルス検査の受検について、職域について健康管理に携わる者や医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行えるような取組を図る。また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して周知を行う。
- 県は肝疾患診療拠点病院と連携して、市町村、医療保険者、事業主等の理解と協力を得て、地域や職域において肝炎ウイルス検査を受けるよう勧める人材として肝炎医療コーディネーターを養成し、同コーディネーター等を活用した普及啓発等の受検勧奨等を進める。
- 市町村は、住民の肝炎ウイルス検査受検状況の把握に努め、未受検者に対し、個別受検勧奨を行うよう努める。
- 市町村は、受検結果の情報を適正に管理するための台帳を整備の上、肝炎ウイルス陽性者に対し、年1回、個人情報保護を考慮した定期検査（年2回以上受診が望ましい）の受診勧奨に努める。
- かかりつけ医を含めた医療機関は、肝炎ウイルス陽性者に対し、定期検査（年2回以上が望ましい）の受診勧奨に努める。
- 鳥取県肝炎対策協議会及び鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会において、肝炎ウイルス検査の実施体制及び検査の精度管理等について引き続き協議を実施する。

第3 肝炎医療を提供する体制の確保

(1) 現在の取組状況

- 全ての肝炎患者等が適切な肝炎医療を継続的に受けることができるよう、国立大学法人鳥取大学医学部附属病院を肝疾患診療連携拠点病院として指定するとともに、鳥取県肝疾患専門医療機関を指定するなど、肝炎に係る医療体制を整備している。
- 肝疾患診療連携拠点病院が中心となり、肝疾患専門医療機関及びかかりつけ医を含む肝炎診療ネットワークの構築が図られている。
- 肝疾患診療連携拠点病院において、県内肝疾患医療従事者に対する研修会や技術的支援等が行われている。
- 肝疾患診療連携拠点病院が中心となり「鳥取県肝がん地域連携バス」の整備及びこれ

を活用した医療連携が行われている。

- 市町村では肝炎ウイルス検査で陽性となった者へ「私の手帳」を配布し、肝炎患者等に対し定期的な受診勧奨を進めている。
- 県は、肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対して「肝炎ハンドブック」を配布し、肝炎医療等に係る正しい知識の普及に努めている。
- 県は、国の肝炎医療費助成制度に基づき、ウイルス性慢性肝炎患者に対する医療費助成事業を実施するとともに、各種広報媒体により広く制度の周知を図っている。
- 県は、肝疾患医療の水準向上のため、医師に対し、肝がんを含む肝疾患に係る専門医資格取得のための支援事業を行っている。

(2) 今後の取組の方針

- 肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関を受診しない、あるいは、医療機関を受診しても、治療中途で治療を中断してしまうという問題点が指摘されている。
全ての肝炎患者等が適切な肝炎医療を継続的に受けられるよう、国が示す地域の肝疾患連携体制のあり方に基づき、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関及びかかりつけ医が連携する仕組みとして、地域における肝炎診療ネットワークの構築を進める必要がある。
さらに、拠点病院等とかかりつけ医の連携に際しては、「鳥取県肝がん地域連携パス」の一層の活用を推進する必要がある。
- 心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に適切な肝炎治療が受けることができるよう、事業主や職域において健康管理に携わる者等をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を受けられるよう啓発を行う必要がある。また、就労支援に関する取組について、「肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業」の成果も活かしつつその推進を図る必要がある。
- 肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝炎治療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する必要がある。

(3) 今後の取組事項

- 肝疾患診療連携拠点病院は、県内の肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、県及び市町村と協力して、他の専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、肝炎患者が地域で良質かつ適切な肝炎治療を受けられる環境を整備するよう取り組む。県はこうした肝疾患診療連携拠点病院の取組に対して必要な支援を行う。
- 肝疾患診療連携拠点病院は、地域で適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、原因ウイルスの相違や患者の病態に応じた診療における留意点、肝炎に関する必要な事項等について、医療従事者を対象とした研修会を実施する。
- 県は、肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後の受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材育成のための研修会を開催する。
- 県は、肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な

肝炎治療を受けられるようよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨に取り組むとともに、地域や職域において中心となって活動できる肝炎医療コーディネーターを養成する。

○県は、「鳥取県肝がん地域連携パス」等を活用した拠点病院等とかかりつけ医との診療連携の推進に協力する。

○県及び市町村は、肝炎ウイルス検査受検前又は結果通知時において、受検者が肝炎の病態、治療及び予防について正しく認識できるよう普及啓発に努める。

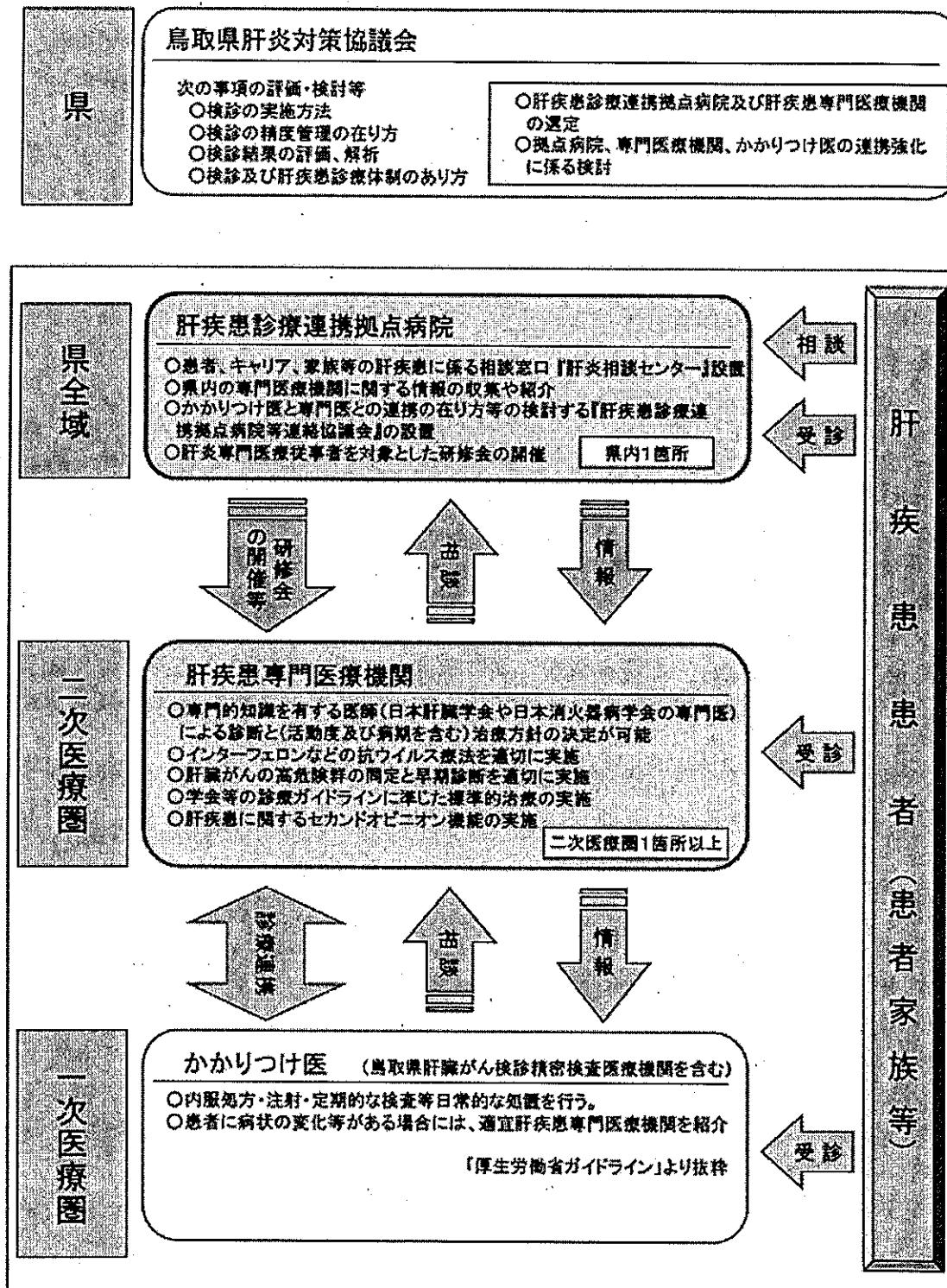
○県及び拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎治療が受けができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に対する啓発等を行う。

○県及び市町村は、肝炎医療費助成制度、高額療養費制度、傷病手当金、障害年金、肝臓機能障害に対する身体障害者手帳など、肝炎患者に役立つ各種制度の周知に努める。

○抗ウイルス治療は、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防、又は遅らせるほか、ウイルス量を低減することにより二次感染の予防にもつながることから、国の医療費助成制度に基づき、抗ウイルス治療に対する経済的支援に取組む。

○肝炎患者等の相談体制について、県及び肝疾患診療連携拠点病院は、適切な体制を整備する。

鳥取県肝疾患診療連携ネットワーク体制



4 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成

(1) 現在の取組状況

- 肝疾患診療連携拠点病院は、鳥取県肝疾患診療連携協議会を開催し、肝疾患医療に携わる医師等を対象とした肝疾患医療の資質向上に向けた研修会を毎年開催している。
- 鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会は、肝炎ウイルス検査及び肝疾患医療に携わる医師等を対象に従事者講習会や症例検討会を毎年開催している。
- 県は、肝炎ウイルス感染が判明した後、早期に適切な医療に結びつける人材の育成を図るため、看護師、薬剤師、保健師等を対象にした「鳥取県肝炎医療従事者研修会」を毎年開催している。
- 県は、肝がんの医療治療提供体制が今後さらに充実するよう、日本肝臓学会肝臓専門医などの専門医資格取得を支援する「がん専門医等資格取得支援事業」を実施している。

(2) 今後の取組の方針

- 肝炎医療に携わる者が最新の肝炎診療に関する知見を修得することは、治療方針の決定や患者説明を適切に行う上で非常に重要であるため、肝炎医療のさらなる資質向上に努める必要がある。
- 肝炎ウイルスの新たな感染防止及び肝硬変や肝がんの予防には、肝炎ウイルスに感染した者を適切な医療に結びつけることが重要であり、そのために必要な知識を有する看護師、薬剤師、保健師等の人材育成に努めることは重要であり、肝炎治療コーディネーターを養成し、地域や職域における肝炎に関する知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や肝炎ウイルス陽性者のフォローアップ等の支援に努める必要がある。
- 肝炎治療に限らず肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成確保等を図ることが必要である。

(3) 今後の取組事項

- 肝疾患診療連携拠点病院は、肝炎医療の資質向上のため、肝炎治療に携わる医療従事者を対象に研修会の開催に継続して取組む。
- 鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会は、肝炎ウイルス検査及び肝疾患医療に携わる医師等を対象に従事者講習会や症例検討会の開催に継続して取組む。
- 県は、市町村及び医療機関等と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう指導できる人材育成のための「鳥取県肝炎医療従事者研修会」の開催に継続して取組む。
- 県は、肝がんの治療提供体制が今後さらに充実するよう、日本肝臓学会肝臓専門医などのがん専門医資格取得を支援する事業に継続して取組む。
- 県は、肝疾患診療連携拠点病院と連携して、地域や職域において肝炎に関する知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や肝炎ウイルス陽性者のフォローアップ等の支援を進める肝炎治療コーディネーターを市町村の保健師や医療機関の医療従事者、企業の健康管理者等を対象に養成を行う。また、段階的に患者団体や地域住民の方へ対象を広げていく。

第5 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重

(1) 現在の取組状況

- 県は、肝炎に対する正しい知識の普及を図るため、県内全戸に無料配布される県広報誌「県政だより」や新聞広告、啓発冊子、ポスター、県ホームページなど各種広報媒体を用いて普及啓発を図っている。
- 肝疾患診療連携拠点病院に設置されている「鳥取県肝疾患相談センター」や保健所において、肝疾患に関する相談を受付ける窓口を設置している。

鳥取県肝疾患相談センター

- 相談内容
肝疾患に係る相談
(予防、治療、生活面、各種制度など)
- 場所
鳥取大学医学部附属病院内
- 電話番号
0859-38-6525 (要電話予約)
- 電話受付時間
9:00~15:00(年末年始を除く平日)
- 相談料 無料

- 鳥取県人権尊重の社会づくり条例第5条の規定に基づく鳥取県人権施策基本方針において、「病気にかかわる人の人権問題」を明示し、施策の基本的方向を示しているほか、県庁の人権局内及び中部・西部総合事務所に人権総合相談窓口を設置している。

鳥取県人権施策基本方針（第3次改訂）（一部抜粋）
感染症、精神疾患、がんなど、あらゆる病気にかかっている人やその家族等に対する様々な人権問題が存在します。患者の自主性が尊重され、患者の理解・合意のもとに医療の提供が行われるとともに、それぞれの病気に対する理解が促進され、安心して治療に専念できる環境整備が必要です。

(2) 今後の取組の方針

肝炎に係る正しい知識は、いまだ県民に十分に浸透していないと考えられる。特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての県民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供に努めるとともに、肝炎患者等の人権を守るために、肝炎患者等が誤解による偏見や差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等と協働を図りながら、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての県民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発の推進に努める。

(3) 今後の取組事項

- 県は、平成25年度より、毎年7月を「鳥取県肝臓病月間」と定め、肝疾患拠点病院等、医師会を含む医療関係者、医療保険者、事業主、肝炎患者団体等と連携し、あらゆる世代の県民が、肝炎及び肝がんを中心とする肝臓病について正しい知識を

持つために総合的な啓発を行う。

(主な項目)

- 肝炎ウイルスの新たな水平感染防止について
 - ・日常生活上の注意事項
 - ・特に性行為やピアスの穴あけ、刺青など、肝炎ウイルス感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対する正しい知識の普及
- 母子感染や乳幼児期の水平感染について
- 0歳児のB型肝炎ワクチンの定期接種化について
- 肝炎ウイルス検査による肝炎ウイルスの早期発見の重要性
- 肝臓病の病態に応じた適切な医療を受けることの重要性
- 知識不足や誤解による偏見・差別の防止 など

なお、各種啓発については、鳥取県が独自に制作した「鳥取県肝炎総合対策キャラクター かんぞうくん」を活用するなど、県民の立場に立ったわかりやすい内容となるよう留意するほか、世界保健機関（WHO）が定める世界肝炎デー（毎年7月28日）、厚生労働省が定める日本肝炎デー（毎年7月28日）、財団法人ウイルス肝炎研究財団が定める肝臓週間（毎年7月下旬）等との連携に努めるなど、機運の醸成に努める。併せて県及び市町村が連携し、医療関係者、関係学会、事業主、肝炎患者等その他関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行う。

○肝疾患診療連携拠点病院は、肝疾患に係る相談窓口である「鳥取県肝疾患相談センター」について、県民及び医療機関など関係団体に広く周知を図る。

○県は、国が行う肝炎患者等に対する偏見や差別の実態把握とその被害の防止のためのガイドライン作成のための研究の成果物等を活用し、市町村や拠点病院等と連携を図り、普及啓発に努める。

○心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎治療が受けができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に対する啓発を行う。

○県は、肝炎患者等に対する偏見や差別の被害の防止に向け、国これまでの研究成果を元に具体的な方策を検討し、取組を進める。

○偏見や差別に関する問題事案について、法務局、県及び市町村の人権相談窓口などで、相談に応じていることから、県及び市町村において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。

第6 その他

(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化充実

肝炎患者等及びその家族が、肝炎医療を受けながら生活の質の向上を図ることができるように、肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、引き続き相談及び情報提供等の支援体制の充実を図る。肝炎患者等の一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、以下の適切な措置を講じる必要がある。

○県、拠点病院等は肝炎患者及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者及びその家族等と、医療従事者とのコミュニケーションの場を提供する。

○偏見や差別に関する問題事案について、法務局、県及び市町村の人権相談窓口などで、相談に応じていることから、県及び市町村において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。

(2) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは根治的な治療法は少ないが、生活の質を維持しながら長期の延命も可能となってきている。このため肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、以下の取組を講じる必要がある。

- 拠点病院等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る医療水準の向上などを図るために、医療従事者などへの研修及び情報提供などを推進する。
- 県、拠点病院等は肝炎から進行した肝硬変及び肝がんを含む肝炎患者等の及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医療従事者とのコミュニケーションの場を提供する。

(3) 地域の実情に応じた肝炎対策の推進

県においては、肝炎対策推進法の趣旨に基づき、肝炎対策を推進するための体制を構築し、市町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他関係者と連携して肝炎対策を推進する。

